

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会運営要領

平成 28 年 3 月 1 日

27 世庁舎計第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会設置要綱(平成 28 年 3 月 1 日 27 世庁舎計第 26 号。以下「要綱」という。)第 8 条の規定に基づき、世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の取消し)

第 2 条 区長は、次に掲げる場合は、検討委員会の委員の委嘱を取り消すものとする。

- (1) 委員から辞退の申出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(報酬)

第 3 条 検討委員会に出席した委員に対する報酬額は、1 日につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 要綱第 3 条第 1 号に掲げる委員 20,000 円
 - (2) 要綱第 3 条第 2 号から第 3 号までに掲げる委員 10,000 円
- 2 委員長の職にあつては 2,000 円を、副委員長の職にあつては 1,000 円を前項各号に定める額に加算することとする。

(発言内容)

第 4 条 発言内容はすべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲をこえてはならない。

- 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を制止することができる。
- 3 委員長は、前項の規定にかかわらず、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止することができる。

(発言時間)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(表決)

第 6 条 表決を行う際は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 表決を行う際には、委員長は宣告を行わなくてはならない。
- (2) 表決は挙手をもって行うものとするが、委員長が認めた場合は記名投票、無記名投票での表決を行うことができる。
- (3) 挙手による表決を行う際には、委員長は議題を承認する者を挙手させ、その挙手者の人数をもって可否の結果を宣告する。
- (4) 表決を行う際には、委員長も加わるものとする。
- (5) 委員は自己の表決について訂正を行うことはできない。

2 委員長は、前項各号の規定にかかわらず、議題について異議の有無を会議に諮ることにより表決とすることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例第7条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき。

(議事録)

第8条 委員長は、記載した議事録(以下「議事録」という。)を作成し、保存するものとする。

2 議事録には、委員長及び委員長が会議において指名する委員1名が署名するものとする。

3 議事録は、公開とする。ただし、議事録に記載した議事の経過等の全部又は一部が世田谷区情報公開条例第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するときは、議事録の全部又は一部を公開しないものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、総務部庁舎計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行し、平成29年3月31日限り、その効力を失う。